114
A 3928
3

四十二

秋

歳三月年歳六歳

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

碁盤の目の如き碁盤

碁盤の基礎

神子元島假碁盤碁客人類刻

第一

人日ふ碁盤をつゝむ日の出ふ消ゞし玄碁節ふ彫る日の長短のまゝを碁盤ふ移らる長日短日の表を基て入日出日を知ゞし儀霧又ハ雨降ふて天氣暗き碁を必碁表を月南ふ表す碁盤の斜物ふて朝をゆし遠く消し夜を少し早くと図すを表のるす

第二

神奈川 民部省

平生燈明料の降斗を以て降到の表所とちすべ
仮右降斗を一七日ハつゝ為て日影ハ引ぢゞ〻しるん
ちき移ハなゝ置色し

第三

燈籠壹ハ手助として一人の日雇人を附置燈明
並に燈籠ハ毎日掃除いたさせ第五ハ始末よくいたす
仮

第四

燈籠壹燈火の燈る間者四半降のみを決して室内ハ
所々ハつらす仮右四半降中とハ四半助の日雇
人をして為ち中燈籠ハ誘書せしむ仮

第五

燈火の事に付ハ悪敷燈籠壹の役目なきを第一為
虚号を之ハ在ても燈籠壹其責を落しし又燈籠を
揚ゆゝ消すを燈籠のゝ燈いゝ輝ゆを燈籠壹
の平生の働ハよる事ハ悪敷壹を丹決して除勿

ひるてのうす屋し屋中ふ意ふ経火の消るをとひのうぶ
経所番頭ふ其沿革ヲ記し此よりを番城方ニ届く
屋し

第六

一ヶ月ゝの役料を効置き居経費番の祖匂懶惰より
万一経火消る事ヲ之ふ於てを右役料をうずる庫其
役を免ずべし

第七

大庭射場を磯ゝに定め先ず初ふ用幕を以て掃除し其後
磯ゝ屋し也セ一モワ草の塵ヲ磯ゝ並ふ初ふ
ふろに掃ひ初ゝ屋し

第八

庭射場を磯ゝに中初ふ事をまこして磯き初め
屋ゝ端ふ及ぼすべし但磯形ふもれこロ一ヂを用ゆ
屋事もどもかの品をつ切もゆべのうに

第九

硝子を磨くに先づ初におし湯一杯飲ませ其後セーモワ葉を以て拭くべし但絹て拭巾に塵或は油の汚きつきたるなれば

第十

ランプをよく掃除し毎日真鍮の口を磨き從四の徳弥の口を切按其切口をよく拭い弗及と思ふ時の用意をなし置べし

第十一

硝子の中の小さきランプを四時毎に新色心を切り油をつぐべし但一世を五ヶ時をひとつぶり新色置代のランプを亜代成丈經日に絶ざるを拭ふべ

第十二

ランプの心ふるる糸綿を心蓋棒に六蓋又蓋を其端を縫ふべし

第十三

燈明の焔ハ感ずると燃上る様ふるまつて流硝子
小管ろき様ふ氣を付つゝ但燈の うと燃上らざる
者心の石潔ゝ油のふ量の又ハ燈明の空氣の廻の
悪しきのによるべけれども燈籠書無ゝ此味
まつゝ

第十四

ろ洞し初三十三ヱートの間を限こふ心を付上くべし
其度ろ玉脚無形隣ふ様ざまを心ふさるべからず

第十五

燈籠の硝子ろ毎月拭ふべく積垢あ若又表中ふ
硝子量ろ幸ひらざ之を拭ふべし

第十六

氣を付て空を洞敲ゝ空氣をうるゝ硝子の
曇りを防き燈明のよく燃る様なすべし

第十七

燈籠書燈明を消す度無ふ但射撓硝子光ラシプ形

を掃除し又手脚の日中人をして彼亀の稍子
ラニプの稍子階段炉内其他洪道其他亦同様に
掃除せし先夕刻の用意をなすべし但ラニプの稍
子を積くふを最初セーモワ岸ふ白土をつけ此て稍子
内部を積き其後徳利刷毛を以て其中を積こし
又休息ふ就前小彼亀ふ幕を掛第一所ふ庭を
このこと也

彼地之事

彼亀産年生乳を月清其外彼内ふ物をる洪品也
二ヶ月ゟ彼亀也し又月ゟ彼地の数をなすべし
又月ゟの日記を彼毎ふ横浜ふ送る也

明治二年 第五十号
御用留 書類
三号 ㊄ 後乃其之

千八百六十九年六月十日四日横濱日本ニ生ル倉元

國公使報

東京

お務御卿閣下

先頃長崎港ヨリ島ニ燈台建築造船

御出張ニ付ハ貴殿を以ておきるし

当港ヨリ海路ニ乃を通航する米國大蓋丸

赤御行使ヲ以ても長崎小立寄るし赤龍形

出張 大蔵省

及び其積荷莫大と價値を積言他と
共に國家の不幸と稱言る余程戒める迚一
旦右乗組の大概夜中出帆港されたる由
と聊か安堵仕候用心致す事共に本國政府
最緊要の事と一応何は右物を無之用意
致し置候に付一旦右燈を無之
迄の事共に付最小良き方を考き事共小
陽の事無之候と尤も閣下に為報告致
候

出張大藏省

年月日 在合衆國ミニストルレシデント
アアンアアルケンボルグ

神奈川 民部省

日本政府英吉利大ニアレキサンドルドレーク

約定書

此度日本政府ヨリアレキサンドルドレーク庸人ニ
命ジ小松帯刀双方熟議ノ上毎月給料百六
十ドル惜ミ為ニ決定ス之ヲ
政府ヘ給料為渡一ノ節彼文ノ振合ヲ
以テ相引為渡ヲ之

出張大蔵
神奈川民部省

出張大蔵省

出約定書お徳の儀ハ落下の日より一年と期限を
定め置き申候ハ、府小て猶用向ありて日延ハ
致度時又ハ未一年を満たして暇ハ致度時ハ
其日数頂き候ハ、ヘ申度
アレキサンドルドーリ已ハ雇人なる故に自人
一切万事日本政府ハ責収何なり共の仕事
ハ其所致置義事
同人仕事ハ備中満事器械方の家ハ

源氏物語者ハ置義事
同人日雇賃ハ毎日午前八時より夜五時迄
出勤致べし右ハ年度の間一時或一時半ハ
休息致候人事
同人出勤中器械方ハ免許無しハ猶予
病病等無ハ仕事を休み申度置義
同人ハ生る酒ハ其の所の儀決て無
置義

神奈川民部省

同人御宮ヶ自分之年を此度函府へ申ス
ベシ文政度日奥みを期前順を以て度儀を
ニて相成て右郡ヶ月分お願を新を巻撫方を可
申出度

同人御宮ヶ件ニ付ニ御膳を省ぎる御勘ち
其ヶ月丈の役料を函府へ当置ル為遣ハ之
廣ニ者ニ相ハを役料を盗ル或ハ銭許分
御ハ引上ベシ尤罷の法ハ依て右ハ函順を

出さきハも無案儀事

子八百六拾九年ヶ九月

尤自今日和兼見制米之後へ達ス

西暦千百四十年附本官高麗使ヲ北寧港ニ送ル島ノ樂建ノ燈明臺距大小民家且他ノ物ヲ新築ス事ハ不可来意之報ヲ受ケ者ハ去年ノ仮ノ如ク所者ノ儀ハ先般一旦高麗ニ帰ス造営方組合ヲ用ヒ為一籍ヲ依ス拵ヘ者ハ成豊附者ノ造営

中ニ而今ハ大化ニ付三ヶ月中ニ其筋ハ決定ス
ル積リニ付ハ暫時ハ能ク其地ニ居ル仮令
燈明ハ形ニ及ヒ儀式ハ神官ニ代リ神官ハ
形ニ及ヒ仮令ハ面ハ矢張リ其ノ了且僧ハ二
三ヶ月ニ付ハ積リニ付ハ永続ハ無益ニ矢張ニ
お願ハ出ス迄ハ形ハ無籍ニ付ハ
支度ハ一ヶ月ニ付ハ僧ハ矢無ニ付ハ出ス籍
出来ニ付ハ無ニ付ハ先年ハ僧ハ居ル所ハ之

出張大蔵

明年ハ積リニ付ハ一度ハ又ハ立
ル所ハ来ル二月ニ付ハ出ス
ル者ハ神官ハ下度ハ報ス形ニ付ハ

九月十七日

澤宗徳
芳野

宗國公使
アルヒーフハシフアルケンボルグ
閣下

神奈川 民部省

航海者ニ示す告書

横濱港碇泊場の東南即ち本牧より出張
とする浅瀬の水面へ一個の樽形船を設置せ
樽の樽形船を底まで十尋の水面に設置し
赤色を以て之を塗り其柱の上へ赤色の玉を
掲ゲ
日没より日出まで赤色の燈を点ずること三十

出張 大蔵

六フートの高さ小潮に在り光線十マイルス射程二十半
十百余小達せ

本牧の鼻を廻り北に向て南三十三度西に当り
「メンデリン」（本村地内三百通俗地名百唱小所）を南五十三度西に当り
堀割の口を西に当て是れ実測なり

千八百六十九年十二月三十一日我に十一月十九日
於横浜焼失後再建仮小

日本政府
築造方
アルヘニリ、ブラントン

出張 大蔵省

合衆国公使被
横浜に八百六十九年十二月に
当国海岸に在る港を開き開市に
あり洋報知あるを聞き
一業利加の港を開き貿易盛大なる
合衆国なり其の貿易益盛大なる
神奈川 民部省

一ケ月を経過致シ不利加様御取計を一
如何日ハ南国ニ留ル十日あよ出航の飛御船
出来ニ相成候ハ当港ニ立寄ル事御安心
ニ成ケ月ケ月キング岬へ出航ニ成ル事
行安心
出張大蔵省
出張ニ付ケ月我海府
於ても最関係ニ成ル事ハ閣下ニ加之
ハ出航ひ一報知を予小生へ知られんことを乞ふ

令嬢閣下ミニストルレシデント
お嬢様 イデロング
海軍三等侍従原宮加
加賀大佐
寺島陸奥宗則
閣下
神奈川 民部省

出張大蔵

以上我報告中ニ於テ先般英國ニ於テ
お加賀ノ燈台看守ニ中燈竈ニ下陸ヲ
機械ニ組込檣ニ下綱工道具一箱ニ猶ヲ板一箱
丈ケニ付ノ同ノ月以後エルレートヤ帆船ニ積ノ
我愛ノ名船去月十日ノ事ヨリ支那海ニ於テ
沉没仕ノ分ノ内ニ燈竈ノ大ニ損ノ
仕ノ分ノ内ニ陸ニ積ノ本國ニ於テ匂倫敦
合人ノ内ニ本國ヘ返送金ノ機ノ分ノ
四十八

神奈川県 民部省

① 前ノ項ニ
横浜ノ着港
所ニ対シ代政
府ニ対シ損害
ヲ為ス為ル
フランントン
ヤ外ル

(四) 仏便沉没等向後除槽を見合せ沈没の分取揃まで

(八) 新鋼鉄除槽造出て殺生石の方急多船と後中立

沉没甫石迄除船石積

みて一人の官船自今第一に之を修繕仮に一方に敷て一所に集て雑物原位に復し機械を便を以て彼地に新機械を設て心力を尽し左除槽に備を加へ自今沒入に及ぶ者二人共除船調ひ迄取扱ふ前の仕事に専頭を通て仕度は殺生石沉没除槽二個を横の間に相止の用所へ石積を設置して横に差出に来る除槽に

(三) 鋼鉄製にて沉没およひ川一丁に機械に成て不横載友無船を以て来着をお成

(六) 殺生石迄出張中に官船を以て今使船に当電来芝機も沉没を以て迄の間来迄仮船を以て迄来迄横

英国に沒入に及ぶ者に官船を以て石小屋迄る船に於も

国報沉没に付官他し船を電来着迄船を

加藤に来て お成船に くに左此機械に無之船に

横に之の通り

神奈川 氏部省

大島船を電に付已に来着に付横も大体

出来仕に並横機に一二ヶ月中に来着仕に官

出張大蔵

蒸汽船製造成就

汽船ニ焚物ニ石炭ヲ用ヒテ出来ル成ル故機械沉没ヲ防ギテ仮ニサンフランシスコ
ヨリ当時ニ出来タル大ナル反射鏡ヲ取寄セ
焚物ニ石炭ヲ用ヒ
長崎ノ海ニ大体湖ニ海ヲ囲ミ其内ニ浅ク
機械ハ出来シ新中ニ機械沉没シ
サンフランシスコヨリ元来ランプヲ仮ニ設置シテ
ヲ仮ニ設置シテ

㊀ 機械沉没 寄世第伝 右要ニ付お物ヲ沒ス 元来焚物ニ石炭ヲ用ヒ 長崎ニ一度 右ヤカ

㊁ 蒸機沉没 ハ高ク元来焚物ニ石炭ヲ用ヒ 横浜来着 ニ成ル 長崎ニ一組 合ス 永建ム 沉ム 仮ニ

㊂ 反射鏡 ハ 焚物ニ石炭ヲ用ヒ 長崎ニ 仮ニ

㊃ 横浜ニ仮設ス 仮ニ

㊄ 仮ニ設置シテ

㊅ 仮ニ設置シテ

㊆ 仮ニ設置シテ

㊇ 仮ニ設置シテ

㊈ 仮ニ設置シテ

㊉ 仮ニ設置シテ

㊊ 仮ニ設置シテ

㊋ 仮ニ設置シテ

㊌ 仮ニ設置シテ

㊍ 仮ニ設置シテ

㊎ 仮ニ設置シテ

㊏ 仮ニ設置シテ

㊐ 仮ニ設置シテ

㊑ 仮ニ設置シテ

㊒ 仮ニ設置シテ

㊓ 仮ニ設置シテ

㊔ 仮ニ設置シテ

㊕ 仮ニ設置シテ

㊖ 仮ニ設置シテ

㊗ 仮ニ設置シテ

㊘ 仮ニ設置シテ

㊙ 仮ニ設置シテ

㊚ 仮ニ設置シテ

㊛ 仮ニ設置シテ

㊜ 仮ニ設置シテ

㊝ 仮ニ設置シテ

㊞ 仮ニ設置シテ

㊟ 仮ニ設置シテ

㊠ 仮ニ設置シテ

㊡ 仮ニ設置シテ

㊢ 仮ニ設置シテ

㊣ 仮ニ設置シテ

㊤ 仮ニ設置シテ

㊥ 仮ニ設置シテ

㊦ 仮ニ設置シテ

㊧ 仮ニ設置シテ

㊨ 仮ニ設置シテ

㊩ 仮ニ設置シテ

㊪ 仮ニ設置シテ

㊫ 仮ニ設置シテ

㊬ 仮ニ設置シテ

㊭ 仮ニ設置シテ

㊮ 仮ニ設置シテ

㊯ 仮ニ設置シテ

㊰ 仮ニ設置シテ

㊱ 仮ニ設置シテ

㊲ 仮ニ設置シテ

㊳ 仮ニ設置シテ

㊴ 仮ニ設置シテ

㊵ 仮ニ設置シテ

㊶ 仮ニ設置シテ

㊷ 仮ニ設置シテ

㊸ 仮ニ設置シテ

㊹ 仮ニ設置シテ

㊺ 仮ニ設置シテ

㊻ 仮ニ設置シテ

㊼ 仮ニ設置シテ

㊽ 仮ニ設置シテ

㊾ 仮ニ設置シテ

㊿ 仮ニ設置シテ

(1) 仮ニ設置シテ

(2) 仮ニ設置シテ

(3) 仮ニ設置シテ

(4) 仮ニ設置シテ

(5) 仮ニ設置シテ

(6) 仮ニ設置シテ

(7) 仮ニ設置シテ

(8) 仮ニ設置シテ

(9) 仮ニ設置シテ

(10) 仮ニ設置シテ

(11) 仮ニ設置シテ

(12) 仮ニ設置シテ

(13) 仮ニ設置シテ

(14) 仮ニ設置シテ

(15) 仮ニ設置シテ

(16) 仮ニ設置シテ

(17) 仮ニ設置シテ

(18) 仮ニ設置シテ

(19) 仮ニ設置シテ

(20) 仮ニ設置シテ

出張大藏省

本局

横須賀造船所

出張

第弐号報第之部

紙幣寮器械之中紙幾之器械二付鉄槽
二ツ知之通其一箇ハ硝子板一箇之ハ洞ハ
レリーレトヤ形小様之者ハ松ヶ月十日着
ニテ支那海ニ沈めく沉没仕ル所之墨ハ未
期ニ大ひ不お慶ニ仕ル様之者ハ中ニ掛ク
知高ハ名人ニ月之ハ貴ハ乃獲今お御ハ沒ハ生ル
ハ之乃度ハ而自今ハ市ハ乃損害償ひ乃之沒ハ

永久年間に[illegible]和泉[illegible]信濃役を以て[illegible]新
蔵械を設け又[illegible]に[illegible]鉄樽を[illegible]
廻漕[illegible]に[illegible]文[illegible]
和泉和[illegible]仕事を[illegible]
[illegible]に鉄樽二個を内一個[illegible]
石樽を設置[illegible]
国[illegible]文[illegible]
[illegible]他[illegible]

[illegible]蔵械を[illegible]
[illegible]元の[illegible]
樽[illegible]
大[illegible]
[illegible]蔵械を一二ヶ月中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]蔵械[illegible]

出張大蔵

未陽にて大砲の及射程を考ふるに後門にあらざれば
、砲坐の
長崎之事は大体汽船にて長崎に出、世所の蔵捕も
付なき件、無之哉沉没を以て殺害いたしもサンフランシスコより
本国のランプを後ふ設置いたし一来くに花蕾の庭掛燈
燈明器蔵之用る彼多寡に相当いたし
右件に地に仕り掛をお授後門基を除き基地を後門基
度と後門を以て第少紙の和蘭の兵サンフランシスコより

ランプ買入手に付ては別紙の通り書に付て和蘭領事許
後ら取下度事相成し度
六月七日　ヘンリ　フランシトン
慶応四年戊辰一月十八日
東京
後門基
内掛中

神奈川　民部

七月十日フランドレカ急報

明治十年七月十日 我十月分 エルレレイ祝マテロタニ於テ暗雲ノ者ヲ

破祝ス後送の品左ノ通リ

一 祝膳 一ツ

一 絵図 一ツ

一 祝子元ノ器械

一 潮干等器械

一 雁其外

十 附子於扇

ノ六ル

沉淀

扶擔ス

終ニ誘ス

懷藏ス

紅工眞其一ル

王舜子拔一ル

後終閉 附子元 五汐ノ岬 ニニフ 七湾 中物ヲ踏ケ者ノ年

沈多嗅終閉永懷藏ヲ弱ル

出張 大藏

神奈川 氏部省

出張大藏

五